

3410N

サステナビリティレポートに関する保証業務

NIVRA COPYRIGHT AND ACKNOWLEDGEMENT FOR TRANSLATIONS:

Copyright © Koninklijk Nederlands Instituut Van Registeraccountants

This document is the copyright of the Koninklijk Nederlands Instituut Van Registeraccountants (NIVRA), (1083 HP) Amsterdam, the Netherlands, at the Antonio Vivaldistraat 2-8, Internet [http:// www.nivra.nl](http://www.nivra.nl)

All rights reserved. No part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system, or transmitted, in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise, without the prior written permission of NIVRA.

This document has been translated into Japanese by/under the supervision of The Japanese Institute of Certified Public Accountants and is reproduced with the permission of NIVRA. The approved text of all NIVRA documents is that published by NIVRA in the Dutch language.

翻訳に関する（NIVRA）のコピーライト及び承認について：

Copyright © Koninklijk Nederlands Instituut Van Registeraccountants

本文書に、NIVRAはコピーライトを持つ。Koninklijk Nederlands Instituut Van Registeraccountants (NIVRA), (1083 HP) Amsterdam, the Netherlands, at the Antonio Vivaldistraat 2-8, Website: [http:// www.nivra.nl](http://www.nivra.nl)

すべての権利はNIVRAが保有する。NIVRAの書面による事前許可なしに、本出版物のいかなる部分も、電子的、機械的、写真複製、録音、その他のいかなる形態又はいかなる方法によっても複製し、検索システムで保存し、又は転送することは認められない。NIVRAの本公表物は、日本公認会計士協会により日本語に翻訳されたものであり、NIVRAの許可の下に複製されている。承認されたすべてのNIVRAの文書の正文は、NIVRAによりオランダ語で公表されるものである。

序説

基準の範囲

1. 本基準は監査人 (auditor) が組織のサステナビリティレポートに関する保証業務を実施する際のガイダンスとなる。本基準は、サステナビリティレポートに対し合理的保証 (監査業務)、または限定的保証 (レビュー業務) を行うときに適用するものである。さらにこれら二種類の保証業務が組み合わせられた業務においても適用される。ただし、その場合、監査要素とレビュー要素とは明確に区別されなければならない。

本基準は監査業務と同様にレビュー業務にも適用されることから、これら二つの業務の要件と開示の相違は、必要な範囲において明示的に記載されている。

2. サステナビリティレポートに関する保証業務の目的は、公的な監査人が報告書の開示情報について調査し、該当する報告書の作成基準に準拠しているかどうかについて判断することにある。サステナビリティレポートの想定利用者にとって、そのような報告を含んだ保証業務が重要であるといえる。

目的

3. 監査人の目的は、サステナビリティレポートが、一報告期間における持続可能な発展に対する組織の方針、活動、イベントおよび持続可能な発展に関連する組織の業績を信頼できかつ適正に表示していると結論付けるため合理的な基礎を形成することにある。

定義

4. 本基準における定義は以下のとおりである。

外部専門家: 報告機関により雇用された専門家ではないこと。

想定利用者と利用グループ: 組織の行動と組織のサステナビリティレポートに関心のある関係者。

適正な情報の必要性: 平均的な想定利用者又は利用グループの代表が、法律、一般に公正妥当と認められた報告書の作成基準、判例法あるいは報告機関と想定利用者又は利用グループとの間の合意を基礎として要求しうる情報。

サステナビリティレポート¹: 報告機関のある特定期間における持続可能な発展に関する組織の活動、イベントまた業績と同様に、その方針について想定利用者へ説明を行う発行物。

¹実際には、サステナビリティレポートは、CSR レポートやトリプルボトムラインレポートとしても参照される。なお本基準では DASH のマニュアルに従い「サステナビリティレポート」という言葉を用いている。サステナビリティレポートは、様々な方法で発行されている。本基準においては、それは独立した報告の形をとるものとみなしている。ただし、たとえ発行物が他の一般的に公正妥当と認められた基準に準拠して作成された場合でも、本基準の指示は適用可能といえる。

報告機関: サステナビリティレポートの作成・発行につき責任を有し、サステナビリティレポートに関する保証業務を実施する監査人と契約を結ぶ組織。

報告書の作成基準: 報告書の作成基準とは、関連性を有する範囲内において、報告の作成段階において報告機関によって遵守された原則を含む、サステナビリティレポートを評価し、又は有効とする場合に用いられるベンチマークである。

要件

総則および業務の受嘱

エンゲージメントレター

5. 保証業務を受嘱するにあたって、監査人は以下について真実であることを確かめなければならない。
 - a. 監査人は委嘱者から独立している。
 - b. 業務について合理的な目的がある。
 - c. 監査人は業務を実施する上で求められる専門性を十分満たしている。
 - d. 報告機関の経営者が信義則にしたがって行動しているとの仮定を正当化しうる。
 - e. 報告機関が採用している報告書の作成基準は適しているとの仮定を正当化できる。
 - f. 適切な保証証拠が業務の目的を果たすため入手されとの仮定を正当化できる。
6. 監査人は保証業務についてサステナビリティレポートの情報の正確性と網羅性に焦点をあてなければならない。監査人は適切性および/又は網羅性の側面に関連する制約を許容することができる。そのような制約について、それらは報告書それ自体または検証において制約となる可能性があるため、サステナビリティレポートにおいて説明されなければならない。
7. 業務を受嘱する際、監査人はサステナビリティレポートの検証中に否定的な発見事項が生じた場合、とられるべき行動について報告機関の経営者と合意を得なければならない。
8. 業務の実施期間中に委嘱者が監査業務をレビュー業務へと変更することを望む場合、監査人は変更理由が容認でき、かつ論理的であるかどうかについて確かめなければならない。その目的が否定的結論又は意見を表明しないとする結論を回避するためであるなら、監査人はそのような変更を受け入れてはならない。
9. 監査人は保証業務を実施する間、責任分担がないことの承諾を受け入れるために適切な手順を踏まなければならない。監査人が外部専門家を関与させようとする場合、当該事項はエンゲージメントレターに記載されなければならない。監査人が他に分担できない責任を負うことは保証業務報告書にサインをすることにより示される。内部専門家を伴う場合、監査人と内部専門家は共に保証業務報告書にサインできる。
10. 場合により、監査人は報告機関や管理を委ねられた法人の経営者に対して重要となりうる全ての関連した発見事項を書面により適時に報告することをエンゲージメントレターに記述しなければならない。

11. 監査人は、不正の兆候を発見した場合、監査人に適用される法令にしたがって行動をとることをエンゲージメントレターに記述しなければならない。

報告指針のレビュー

12. 監査人は、報告機関の経営者により選択された、一般に公正妥当と認められかつ明確に表された報告指針が適切であるかどうかについて確かめなければならない。監査人は、選択された基準は適切でないか又は十分に適切ではないと判断する場合、監査人は契約を締結してはならず、また、保証業務報告書において制約を記載してはならない。
13. 監査人は、サステナビリティレポート(報告媒体)における情報の選択と深度に関して、組織の経営者の意思決定プロセスを評価しなければならない。少なくとも、報告が想定利用者の特定のグループ、主題および/又は主題に対する情報に対して過小あるいは過大な強調により誤解を招いていないかどうか、さらに報告の想定利用者の適正な情報の必要性を満たしているかどうかについて立証しなければならない。

専門性

14. 場合により、監査人または保証チームは、保証業務の実施に必要な専門性、すなわち、以下の領域の知識、経験、技術が必要である。
 - a. 監査
 - b. 検証の主題
 - c. 経営情報システム
 - d. 外部報告、報告書の作成基準、関連する社会政治問題
15. 監査人は、必要とされる保証証拠を特定し収集することを可能とするために、上述の範囲の知識に関する十分な経験と能力を有する保証チームを組まなければならない。当該チームは、監査の専門(専門家)以外からの人材を含む、多様な専門分野とすることができる。監査人は保証チームのリーダーとして責任を負うことを可能とするため、サステナビリティレポートの関連するトピックについて重要な理解を得なければならない。

外部専門家との協働

16. 監査人が外部専門家を利用する場合、監査人は、基準 620「専門家の業務の利用 (Using the Work of an Expert)」に従わなければならない。
17. 監査人が外部専門家を利用する場合、監査人は業務の計画および実施について協働して業務にあたり、さらに、専門家は監査人に対して発見事項を書面により報告することについて合意しなければならない。

内部監査人との協働

18. 監査人が内部監査人(an auditor who is employed by the reporting organisation)を利用する場合、当該(業務に従事する)監査人は、基準 610「内部監査の作業結果への考慮 (Considering the Work of Internal Audit)」に従わなければならない。

リスク分析

19. 監査人は、持続可能な発展に関する重要なビジネスリスクおよび当該リスクに対する報告を含む、報告機関が業務を営む産業と組織自体の特徴について適切な理解を得な

なければならない。

20. 監査人は、コーポレートガバナンス、内部統制環境、統制手続について適切な理解を得なければならない。監査人は、サステナビリティレポートにおいて、経営者、監査委員、執行役およびガバナンスについて責任を負っている機関としての立場にある者の誠実性を立証しうるように、内部統制環境について十分な理解を得なければならない。
21. 監査人は、サステナビリティレポートの内容として重要性を有する事実に焦点を当てながら、固有リスクおよび内部統制リスクを評価しなければならない。

システムに関連する手続

22. 監査人は、関連する情報システムがその要件を満たしているかについて評価しなければならない。満たしていない場合、監査人は実証手続を実施することにより適切な保証証拠を得られているかどうか確かめなければならない。そして当該手続が実施不可能な場合、監査人は保証業務報告書に対してどのような影響を与えるかを判断しなければならない。
23. **監査業務:** 監査人が内部統制を信頼でき、依拠しようとする場合、監査人は運用状況の有効性に関して十分な証拠を得なければならない。
レビュー業務: 内部統制の運用状況の有効性をテストすることはレビュー業務の範囲ではない。

実証手続

24. 固有リスクと内部統制リスクの評価水準に関係なく、監査人は特定の実証手続を実施しなければならない。

監査業務: この場合の主要な手続の種類は以下のとおりである。

- a. 質問
- b. 分析(分析的レビューおよび関係分析)
- c. 文書および他の保証証拠の入手先からの情報の検証
- d. 詳細テスト

監査人は、システムおよび自らの専門家としての判断によって得られた理解に基づいて、これらの手続の範囲および時期を決定しなければならない。

レビュー業務: この場合の主要な手続の種類は以下のとおりである。

- a. 質問
- b. 分析(分析的レビューおよび関係分析)
- c. 査閲・閲覧 (comparing information with documents)

監査人は、レビューをした情報が重要な誤謬を含むと信じさせるような理由がある場合、自己の専門的としての判断により必要な手続を追加して実施しなければならない。

サステナビリティレポートの全体としての表示

25. 監査人はサステナビリティレポートの全体としての表示を評価しなければならない。当該目的を果たすために、監査人は、少なくとも提供された情報が誤った理解を導かないか、内容はバランスのとれたものか、さらに取り上げられた主題は明確に、かつ適切に説明されているかについての心証を得なければならない。

マルチロケーションに関する特別な要素

26. マルチロケーション組織の場合に業務手続を計画・実施する際には、監査人は、グループ企業ごとの活動、規模および/又は特別なリスク状況について違いを識別する必要がある。

追加的な保証証拠の入手

27. 監査人は、経営者からサステナビリティレポートの内容についての責任を確認し、さらに採用された組織の報告方針・基準が適正であると判断し、報告には想定利用者にとって特に重要であると考えられる全ての情報が記載されていることについて、書面により確認を得なければならない。
28. 組織に監査委員会が設置されている場合、監査人は当該委員会と会合を開く際、組織の報告方針、報告書の作成基準および全体としてのサステナビリティレポートの適切性についての見解を委員会に質問しなければならない。
29. 報告機関の経営者が、書面による確認の提出を拒否した場合、あるいは監査委員会がサステナビリティレポートに関する監査人とのディスカッションを拒否した場合、監査人は、このことが結論の文言に与える影響について考慮しなければならない。
30. 監査人は、サステナビリティレポートは何れの部分が監査され、何れの部分がレビューされ、さらに何れの部分が業務の範囲でないと考えられるかにつき、明確に表示されていることについて確かめなければならない。
31. 監査人は、サステナビリティレポートと共に発行された全ての情報を、レポートと矛盾している所がないことを確かめるため、批判的意識を持って読まなければならない。

文書化

32. 監査人は、基準 230「Audit Documentation」の概念にしたがって、業務の受嘱、業務のあらゆる変更、手続の計画、および手続を実施する間に得られた発見事項に対する全ての重要な判断および決定を調書に記録しなければならない。

保証業務報告書

33. 監査人は、サステナビリティレポートは何れの部分が監査され、何れの部分がレビューされ、さらに何れの部分が業務の範囲でないと考えられるかについて記載しなければならない。保証業務報告書は特定の基本的な要素を含まなければならない。
34. 検証又は報告が制約の影響を受けている場合、監査人は、保証業務報告書の中で当該事項について記述し、サステナビリティレポートにおいて経営者によって示された制約の理由について言及しなければならない。
35. 監査人が業務を実施した結果、採用した報告書の作成基準は適切ではないとの結論に達した場合、保証業務報告書の中で当該事項について記載しなければならない。
36. 監査人が保証業務報告書の中で外部専門家が含まれていることを記述した場合、全体の業務については監査人が全ての責任を負う旨を追加しなければならない。
37. 監査人は、レビュー業務については監査業務と比べ、低い水準の保証が得られるように実施されることから、監査業務に比べてより限定的な手続が実施されたことを記載しなければならない。
38. 監査業務とレビュー業務を同時に提供した場合、包括的な結論を与えてはならない。

特定の公共部門の特徴

39. 監査人が保証業務を実施するが、その監査人が業務を実施する組織から独立していない(内部監査人あるいは公共部門の監査人(public sector auditor)である)場合、基準 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務 (Assurance Engagements Other Than or Review of Historical Financial Information)」の脚注2～4の指示について、保証業務報告書における特別な言及を含めて本基準を適用しなければならない。

適用指針

サステナビリティレポート

- T1 本基準は過去財務情報の監査に適用される基準と類似点および相違点を有する。主たる相違点は以下のとおりである。
- a. サステナビリティレポートに開示される定量的な情報は一般的に金額的な単位によらず、相互に独立した単位(例えば二酸化炭素削減の実績指標、人権の尊重を用いたサプライヤーの適正審査のための基準としての実績指標)である。
 - b. サステナビリティレポートで開示される定量的な情報は、通常クローズドな会計システムからは出力されない。様々な観点で過去財務情報の監査アプローチを決定する複式簿記システムは通常使用されない。クローズドな評価サイクルは定型的に確立していない場合が多く、一般的に記録は独立して存在している。
 - c. 定性的な情報(例えば方針と管理)は定量的な情報と同等の重要性を有する。
 - d. サステナビリティレポート全てに亘る主題に適合するようなリスクマネジメントと情報収集のための内部統制システムは、過去財務情報のためのシステムのように整備されていない。過去の財務情報の報告のためのシステムに比べ、適切なリスクマネジメントと情報収集のためのシステムは網羅性と適切性に関して低い水準の保証を提供する。
 - e. サステナビリティレポートは過去財務情報の報告に比べ、極めて広範かつ少数の同種の利用グループに向けられている。サステナビリティレポートの想定利用者又は利用グループは、適正な情報の必要性に関して、目的および期待の点で著しい相違を有する。
 - f. サステナビリティレポートの報告書の作成基準は、通常過去財務情報に対して適用される基準に比べ、より歴史は浅く、未発達である。
 - g. 現在までのところ、サステナビリティレポートの監査のための法的義務は存在しない。
- T2 過去財務情報の監査と比べ、上記事項によりサステナビリティレポートの監査又はレビューを特徴づける以下の特色が導かれる。
- a. 特有の専門家の基準が適用される。サステナビリティレポートの検証に必要とされる知識、経験および技能とは、多くの場合作業は多様な専門分野に亘るチームにより実施されることを意味している。
 - b. サステナビリティレポートの内容に関して報告機関が行う選択は過去財務情報に関して行う選択に比べ、より重要である。監査人は報告機関により決定された選択の一貫性に特別の注意を払う。
 - c. サステナビリティレポートの監査又はレビューにおいて特定の主題を省略することは、それを含めることにより費用的な不均衡が生じるような場合、財務上適切と判断することができる。
 - d. 保証業務においては、より専門的・財務的制約を前提として行われ、本前提により期待ギャップを避けるための保証報告における明確な説明が必要とされる。
 - e. リスク・アプローチによる手続きの構成要素はやはり重要であるが、部分的に異なって実施される。これは想定利用者の多様なグループの関心に対し、より明示的に配慮がなされていることによる。

- f. サステナビリティレポートの比較的多くの情報はより定性的なものであり、質問、内部統制システムを用いた評価、情報について責任を有する企業担当者の誠実性の評価、行動規範の法令順守の評価および他の同様の問題において、当該情報に対する強調がなされている。
- g. 保証報告の結論に関する形式は、統一された文例により標準化することはできない。

定義

- T3 想定利用者は、報告機関および監査人、双方にとり中心的な観点を構成する。本基準は以下の概念を用いている。
- 想定利用者(又は利用グループ)
 - 適正な情報の必要性
 - 想定利用者(又は利用グループ)の平均的な代表者

想定利用者(又は利用グループ)

- T4 報告書の作成基準は想定利用者の観点により策定される。そして、その基準は報告機関に対する想定利用者(又は利用グループ)としての役割についても同様に示す。
- T5 報告機関は「適正な情報の必要性」を決定するため、想定利用者と定期的、公式的な意見交換をなしう。しかし、組織のホームページや顧客の苦情処理過程を通じた、想定利用者とその他の利害関係者との正規なコミュニケーションのように、意見交換以外を元としても決定可能である。労働者の協議会は、従業員の情報の必要性を規定するため、重要な情報源としての役割を果たしう。想定利用者およびその他の利害関係者の視点は、組織の監査委員会もしくはメディアを通じて明らかになる可能性がある。
- T6 情報を想定利用者の必要性に対応させることは、利用グループを以下の6グループに分けることで達成でき、それは部分的には公式な意見交換をした場合と同じ結果となる。
- a. 財貨・役務の供給者(調達市場)、なお、供給者には財貨・役務を共同調達するための全ての提携を含む；
 - b. 報告機関の被雇用者；
 - c. 財貨、役務を供された顧客と最終消費者；
 - d. 報告機関が地域社会の側面に対して影響を与えたという状況下にある利害関係者；
 - e. 環境について報告機関の影響下にある利害関係者；
 - f. 株主や他の投資家等、財務的・経済的利害関係者；
- T7 想定利用者は複数の利用グループに属することができる。例えば被雇用者 b, d および e グループのメンバーとして組織の利害関係者である。利用者をグループに分割することは網羅性テストの実践的な適用を容易にする。
- T8 以下の3つの質問は用いられる網羅性テストのために重要である。
- a. サステナビリティレポートは6つの利用グループに向けられているか？
 - b. サステナビリティレポートの6つの想定利用者それぞれに対し、提出された資料に存在する偏向を考慮に入れた上で、適切な意見を得るために必要な主題は網羅的に取り扱われているか？
 - c. それらに関連する適切な意見が入手されるため、少なくとも関連する情報がそれ

それぞれの主題に対して提供されているか？
上記の網羅性の必要条件が満たされていない場合でも、これらの条件は保証業務報告書上で示唆されている可能性がある。

適正な情報の必要性

- T9 想定利用者の適正な情報の必要性が満たされていることを確かめるため、下記の手続きを実施することができる。
- 組織の報告書の作成基準は目的と内容の観点から適合したものか確かめる。
 - サステナビリティレポートに関連する網羅性テストを実施する。
 - サステナビリティレポートの作成時において、想定利用者が関心を有する内部および外部の利用可能な情報源は、そのような情報源の1つである監査委員会の調査を経た上で言及されているかを判断する。
 - 組織の内部告発報告および/又は外部の告訴への対応は適切であるか評価し、サステナビリティレポートの内容に影響を与えているか判断する。

想定利用者(又は利用グループ)の平均的な代表者

- T10 「想定利用者(又は利用グループ)の平均的な代表者」という表現の使用は、重要性の原則が適用されていることを伝えるための意図的なものである。サステナビリティレポートの内容に関して組織に課された極端な要求は満たされる必要はない。しかしながら、組織はそのような要求に関して、できるだけ当該事項の説明をし、ひいては、全ての関係者の観点を考慮することが推奨される。つまり、報告の透明性はすべての利害関係者にとって重要である。

一般的事項と契約の受嘱

エンゲージメントレター

- T11 契約を受嘱する場合、監査人は経営者が報告書の作成基準をどのように定義しようとしているのかにつき報告機関の経営者とディスカッションを行う。ディスカッションの目的は特定の分野に適用される報告方針および/又は関連性、網羅性、正確性の程度に関し、前もって全ての意見の相違を取り除くためである。
- T12 契約の受嘱の際、報告機関の経営者ならびに監査委員会に対し、不利な発見はできるだけ早く知らされるという点について同意する。
- T13 保証報告が否定的結論又は意見を表明しないという結論を含み、さらに経営者が業務完了後に報告書を公表しないとした場合、監査人は翌年度の保証業務を更新するかどうか検討する。なぜならば業務の主たる目的は、サステナビリティレポートの検証から発見された全ての重要な発見について、第三者に対して報告することにあるためである。
- T14 監査人の属する組織における専門家(内部専門家)が従事することを監査契約書上記載することは強制的ではないが、記載すべきである。
- T15 業務の実施期間中においては、監査人および/又は委嘱者は監査範囲の制約とする必要があると結論づける可能性がある。そのような場合、全体としての業務は容認でき存続可能であることを確かめるために監査人は委嘱者に対し、制約の範囲について相談する。監査人は制約の唯一の、又は主な目的が保証業務報告書において否定的

結論又は意見を表明しないという結論となることを妨げることにあらずば、監査人は業務実施期間中に範囲の制約を受け入れてはならない。そのような状況に関する一般的な指針は「保証業務に関する一般的フレームワーク(the General Framework for Assurance Engagements)」および「基準 3000(Standard 3000)」において示されている。

T16 監査人は下記の制約を容認できる。

- a. サステナビリティレポート(の内容)に制約がある:例えば、報告が(未だ)想定利用者の全ての関係グループに届いていない、報告が(未だ)組織の展開している全ての国々に対して適用されていない、又は報告が(未だ)想定利用者に関連する全ての業績指標を含んでいない
- b. 検証に関する制約:例えば、特定の主題および業績指標が報告に含まれているとしても、それらは(未だ)十分に統制されたものではなく、そのため監査人と委嘱者が、少なくとも現在は、関連する情報を監査又はレビューすることは論理的ではないという点につき合意をしている。

T17 監査人が上記の種類の制約を容認することは、以下のような状況を条件としている。

- a. 報告機関の経営者が、サステナビリティレポートにおける制約が何であるかという点、および、将来どのように取り扱われるかという点につき、可能な限り明確に説明し正当化する。
- b. 制約の存在により想定利用者が誤った判断を下す可能性は低いとした報告機関の仮定について、監査人は合理的なものと判断した上で、業務は実行可能であると判断している。

報告書の作成基準のレビュー

T18 保証業務はいくつかの必要不可欠な要素を含んでおり、それらの一つは適切な基準(the Stramien voor assurance opdrachten [保証業務に関する一般的フレームワーク(the General Framework for Assurance Engagements)])パラグラフ 34 から 38 を参照)の存在である。業務を受嘱するかどうかについて決定をする際、監査人は用いられている報告書の作成基準のレビューを行う。

T19 報告書の作成基準の適合性に関して保証業務に関する一般的フレームワーク(the General Framework for Assurance Engagements)における5つの特性は関連性、網羅性、信頼性、中立性および理解可能性である。

T20 サステナビリティレポートに関して利用可能な基準² 2 は the Dutch Accounting Standards Board (DASB) による Guide to Sustainability Reporting (Handreiking voor Maatschappelijke verslaggeving)、the Global Reporting Initiative (GRI)の the Sustainability Reporting Guidelines、the World Business Council for Sustainable Development (WBCSD)の基準、および the standards of the Institute for Social and Ethical Accountability (AccountAbility)である。サステナビリティレポートに対する指針を作成するにあたり、DASB は the GRI Guidelines (2002 edition)を引用した。GRI の Sustainability Reporting Guideline は権威があり、認知されている専門家団体により創り出され、透明性のある複数利害関係者プロセス(multistakeholder process)を用い、さらに誰もが利用可能である。

T21 報告機関の経営者は組織に適合した報告書の作成基準の選択につき責任を有する。

² サステナビリティレポートのための基準はまだ発展段階にある。

報告機関が GRI の the Sustainability Reporting Guideline 以外のものをサステナビリティレポートの報告書の作成基準として選択する場合、監査人は組織の報告書の作成基準に関する適合性評価にあたっては GRI(G3) Guidelines の part 1, Defining Report Content, Quality and Boundary および part 2, Standard Disclosures、さらに DASB の the Guide to Sustainability Reporting も併せて、評価の基礎におくべきである。そのような場合、外部報告の専門家として監査人の専門的な意見は決定的に重要である。

- T22 報告書の作成基準は、想定利用者の適正な情報の必要性を明らかにするため、さらにはサステナビリティレポートの内容のために最も重要な手段である。その上経営者は、産業全体の合意や政府と結ばれた誓約のようなサステナビリティレポートの内容といった、基準上要求されている記載事項以外の追加的に要求される事項の要求者・発信元に配慮する責任を有する。経営者によって選択された基準および適用された報告書の作成原則は組織の報告書の作成方針において記載される。DASB の the Guide to Sustainability Reporting および GRI の the Sustainability Reporting Guideline はいずれも報告書の作成方針に関する情報が提供されることを求めている。
- T23 監査人は報告書の作成基準の適切性のレビューを行う。その際、監査人が検討する内容としては
- 報告機関の範囲および制約を特定するためのプロセス
 - 内部および外部利害関係者との対話プロセス
 - 報告された主題および用いられた方法に関して、なされた選択の理解可能性と共に、これらの主題および信頼性へ対してなされた制約に関する透明性
 - 報告方針の首尾一貫性
- T24 想定利用者の特定のグループが関連する可能性のある情報がサステナビリティレポートから欠落した場合、報告機関は報告書自体の中で、当該省略について正当化できる適切な理由を記載しなければならない。また、反論として機密情報は極秘とすることが必要な場合もあるが、そのような反論についても監査人の判断により認められる。

専門家

- T25 サステナビリティレポートの検証に当たって必要とされる監査人としての専門的知識は以下の要素を含む：

監査の知識

- 関連する IFAC および/又は Royal NIVRA における保証基準を適用して、一般的さらに、具体的にはサステナビリティレポートの領域において財務情報以外の情報について保証を提供した知識と経験
- AA1000 the standards of the Institute for Social and Ethical Accountability (AccountAbility)のような、会計士で構成されていない組織の保証基準に関する全般的な理解
- 専門領域に関する知識
- 報告機関の社会環境に関する知見

主題となる問題の知識

- 環境問題および関連する技術的リスクの知識
- サステナビリティレポートにおいて考慮される、又は考慮されるべき社会および経済的側面の知識
- 国内のおよび/又は国際的合意、法令、慣習および/又は儀礼のみならず現在の

環境的、社会的および/又は雇用法の、さらには専門領域の知識

- 連鎖的に発生し、関連する基準および国際的な発展に存在する持続可能性に関するリスクについての知識

経営と情報システムの知識

- 環境経営システム又は衛生と安全システムのような関係する経営システム、および ISO14001、SA8000 等の関係する基準に関する全般的な理解
- 内部統制の観点を含む、想定される情報の収集と報告のための内部情報システムの妥当性評価の知識と経験

外部報告と報告書の作成基準、関連する社会的・政治的問題についての知識

- DASB のサステナビリティレポートマニュアル、GRI の the Sustainability Reporting Guideline、およびその他の比較可能な国内のもしくは国際的な報告書の作成基準と勧告のような外部報告のための、関連する基準の知識
- 国内および国際両方の持続可能な開発の領域における現在の主要な社会的、政治的問題の理解
- 適正な情報の必要性を含む、想定利用者の意見、見通しおよび関心についての理解
- 報告機関の社会的環境に関する知見

外部専門家との共同

- T26 監査人が全面的に責任を負うことが最も重要である。外部の専門家が利用された場合、監査人は、専門家の業務が組織の指示のもとで実施された場合であっても、監査人は全面的な責任を有する旨を記載する。
- T27 監査人は保証業務報告書において、例えば作業結果の記述を含めるなどにより、業務の関連する部分について外部専門家の担当した業務を言及するべきである。当該言及は保証報告の想定利用者にとって有用なものであり、監査人の結論の信頼性を高めることができる。言及はサステナビリティレポートの想定利用者に対し監査人の全面的な責任を損なうものではなく、また、保証業務報告書の予想される効果に影響を与えない。外部専門家の担当した業務が保証業務報告書において記載されるのであれば、監査人は全体の業務について全体的な責任を負うことについても記載する。さらに、監査人のみが保証業務報告書に署名をする。

リスク分析

- T28 原則として、監査人は、サステナビリティレポートが主たる内容である保証業務について、過去財務情報の検証について用いられる概念、方法および手続きを同様に適用する。特に業務の実施に関連する概念は、リスクの見積および見積もられたリスクへの対処に関する基準 300 から 330 までにおいて設定されている。
- T29 サステナビリティレポートに関連する保証業務を依頼する多くの組織は、監査人に財務諸表の監査も契約する。監査人と内部監査人 (other auditors involved with the reporting organisation) とのディスカッションを行う際に、監査人は組織におけるコーポレートガバナンス、統制環境および統制活動の特性を議題として取り入れる。加えて、監査人はサステナビリティレポートの検証に関連する (又はするであろう) 限り、リスク分析の重要な要素のみならず、財務諸表の監査人および内部監査人による発見事項を認識する。

- T30 サステナビリティレポートの監査又はレビューを実施する監査人と、財務諸表の監査人との間で協議を行うことは、検証を実施するにあたっての前者の責任を全く軽減しない。サステナビリティレポートに関する業務を受嘱する際、監査人同士の情報交換が許可されることは委嘱者と合意され、当該事項は委嘱者による契約文書中で確認される。
- T31 財務諸表の監査人がサステナビリティレポートの監査もしくはレビューを行う者と同じの人物である場合、サステナビリティレポートに関連する保証業務のためのリスク分析においては財務諸表の監査で実施されるリスク分析の結果を利用することは明らかである。結果として、監査人は、詳細なリスク分析の実施が要求されるサステナビリティレポートの検証の方向性を決定する。
- T32 顕在化した最も重要なリスクを含め、組織の活動分野および特殊な状況に関して理解するための情報源は、現地または本社のコンプライアンス職員およびサステナビリティ・環境に関する管理者を含む。その他の源泉は、サステナビリティレポートの内容にとって重要である限り、関連する法律、規則、行動規範、基準である。組織の方針に係る文書および行動規範もまた当該目的のためには重要である。活動分野および組織に関する追加的な情報は調査報告書およびインターネット上の開示情報により入手可能である。サステナビリティ業務の解釈に関連する、多くの国際法、行動規範そして基準もまたインターネットで入手可能である。
- T33 固有リスクの見積は下記の事項およびその他の事項により影響を受ける。
- 報告機関の規模および複雑性、ビジネスプロセスおよび見込まれる環境および社会への影響(例えば原材料、エネルギー、水の消費により環境に影響を与えるリスク、および種の多様性に対してそれらの消費が与える影響)
 - 複数の所在地の存在、様々な国での存在、異なる文化地域、法令上の規定又は法律の判例その他
 - 報告機関によって認識された情報への反応と、想定利用者によって認識された情報への反応の差異。例えば、広範に亘る関心は提供される情報の網羅性に関して意見の相違が生じるリスクをもたらす。
 - 想定利用者および経済システムに対する間接的・直接的な経済的影響に関する想定利用者の理解。とりわけ間接的な影響は必ずしも正確に判断されない点に留意すべきである。
 - 報告される情報を決定するために用いられた判断と見積の範囲
- T34 内部統制環境を理解しようとする際、監査人は、財務的な目標の達成と、当該環境下で組織により決定される、より広範な経済的・社会的・環境的影響の間で適切なバランスを維持するため、持続可能な開発に対する組織経営者の責任を決定する。監査人は、組織内部で行為規範を含むビジネスの戦略、ビジネス上の主義、上席経営者の態度およびサステナビリティの認識が相互に調和していることを確かめる。監査人は、サステナビリティ情報の収集および処理のために手続きが定型化されているかどうか確かめる。

ここで含まれる側面は

- サステナビリティの情報が責任を有する経営者によって管理される方法(例えば、ISO14001 および SA80003に従う)

³ ISO は品質に関して(ISO9000 シリーズ)および環境に関して(ISO14000 シリーズ)の基準を発行している。

- 中心となるサステナビリティ問題の経営者に対する責任が報告機関の会社職員に振り分けられている。
- 組織が環境および社会的な法律および規則を遵守する方法。それは、報告の要求、規則、(京都議定書や世界人権宣言のような)国際的な取り決め、非倫理的な行動を防ぐ行動規範、(化学業界のレスポンシブル ケア プログラムのような)業界の慣習。
- 内部監査人、業務の監督者 (operational auditor) および/又はコンプライアンス職員のような、統制環境の運営について貢献し特別に責任を負う会社職員または部署

T35 内部統制リスクが生じる原因は

- 内部統制が内部統制システムのデザインから欠落している
- 既存の内部統制が遵守されていない
- 重要な内部統制からの逸脱が初期に特定されない
- 例外的な状況下において測定システムが機能しない、又は測定しうようデザインされていない。(例外的な状況とは、例えば、事故発生時、工場の操業開始時、もしくは入手可能な環境データの不完全性を招く可能性のあるプロセス)
- 報告機関の経営者が、会社の担当職員の異議を却下することにより、重要な内部統制上の手続きが正しく実施されることを回避したり無視する。例えば
 - 監督当局はある程度の排出基準の違反を容認するであろうことを知っており、不都合な状況の報告が上席の経営者によって適切に追求されない。
 - 機密情報が意図的に隠蔽される。

システムに関連する手続

T36 監査人は、最高経営責任者に対し、報告機関の財務的・環境的・社会的方針について質問し、関連する内部統制に関する記述について調査することによって、情報システムと内部統制のデザインを評価できる。その際に監査人は、報告機関の経営が持続可能な発展と、関連する報告、法律・規定・行動規範や基準への遵守についての内部監査へのアプローチ方法を考慮する。監査人は、できるだけ内部統制の記述を用いて質問を基に発見事項を立証する。

監査業務: 監査業務の場合、監査人は、代替的統制が存在しない内部統制のレビューを含め、方針及び報告機関の経営者自らが実施を予定する統制(いわゆる「重要な経営上の統制」)がデザインされ存在していることを主として検討する。重要な経営上の統制の検証に関して、監査人はその他の内部統制のデザインと存在について検証を行う範囲を決定する。

レビュー業務: レビュー業務の場合、監査人は代替のない内部統制のレビューを含め、指針目的と報告機関の経営者が自ら実施を予定する統制(いわゆる「重要な経営上の統制」)のデザインのみをレビューする。

T37 **監査業務:** 監査人はウォークスルーの実施により情報システムと関連する内部統制の

SA8000 は人権保護団体である Social Accountability International (SAI) によって発行され、労働者の人権に関する基準を含んでいる。これらの基準は International Labor Organization (ILO) の条約で特定された要件を満たしている。

存在を確認する。監査業務の場合、監査人は関連する内部統制の有効性をテストする。

レビュー業務:一般的に、レビュー業務は関連する内部統制の有効性のテストを含まない。

- T38 現実的な問題として、サステナビリティレポートに含まれる情報の内部統制システムは、たいてい財務情報のものほど整備されていない。これは、そのシステムの検証は通常財務諸表の監査ほど業務が実施されることの重要性がないことを意味する。これが特別な場合、監査人は、実証手続により適切な保証証拠を入手することができるかどうか、またどの範囲までかについて決定する。証拠が十分でない場合、監査人は問題区分で強調をせず、かつ肯定的結論以外の保証業務報告書を提出する。
- T39 適切なシステムは、十分な内部統制を含め、サステナビリティレポートの情報を集める点において重要である。この内部統制を要件とした情報収集の形式は、想定される利用者の適正な情報の必要性、情報の重要性、および関連するリスクに依拠している。
- T40 監査人は、内部統制が業務での使用を望み、また使用に耐えるだけの十分な質を有していると判断した場合、内部統制リスクを見積りうるデザインと実施の十分な理解を得るために内部統制を検証する。サステナビリティレポートに含まれる項目に関連する内部統制に対する手続の例は以下のとおりである。
- 一般的な法律、規定、環境および/又は健康と安全に関する法律の遵守、ビジネス法規と行動規範の遵守、独立したコンプライアンス担当者によって実施されているかどうか、についての検証。
 - ISO14000とSA8000にしたがった内部監査の実施、および実際の効果のモニタリング。
 - 適切な監査証拠の作成。
 - 最大限可能な範囲について財務会計記録との関係性を用いた、製品生産量とエネルギー消費量、廃棄物と排気の関係の内部分析とテストの実施。
 - 一般的に認識された外部の研究所や会社内の熟練スタッフによるサンプルの収集。
- T41 上述の内部統制に関して必要とされる理解の程度は、想定利用グループとサステナビリティレポートの特定の目的に依存している。例えば、主に特定の場所もしくは地域的な想定利用グループに向けられたサステナビリティレポートの場合、特定の場所のISOおよび/又はSAに対する監査の結果は多くの国々に亘るグローバルな報告の場合より重要であるかもしれない。
- T42 T40 セクションの作業は、関連した法律、規則、行動規範などに焦点をあてながら、報告主体の環境・社会方針に責任を負う最高経営者との面談を含む。必要な場合、検証の結果が直接関係のない、R&D 役員のような会社役員との面談も設定される。
- T43 監査人が内部統制に依拠できないと結論付けた場合、性質、計画、そして実証手続の範囲および/又は発行する保証業務報告書のタイプにどのような影響があるかを判断する。

実証手続

- T44 サステナビリティレポートの多くの情報は一般的に定性的である。(例えば、組織の戦略に関する情報、行動指針、想定利用グループとの関係。)このような情報について、

監査人は以下の手続の組合せを用いて保証証拠を得る。そこに含まれるのは

- 報告機関の環境や社会的方針に責任を負う最も上位の経営者や、内部監督に責任を負う職員と面談を実施し、さらに/又はこのような方法で得られた情報について保証証拠として受入可能かどうかの独立的評価。
- 政府文書やインターネットのような内部・外部情報の調査、監査業務の場合の立証、レビュー業務の場合の文書やデータによりサステナビリティレポートの情報や検証の範囲を適切に実証できるかの確認。
- 取締役会および監査委員会の会議と同様に、サステナビリティレポートの内容に関連する会議、例えば人材や社会的政策の実施に関連する会議の議事録の調査。

T45 分析的手続の例

- 利用可能な基準や形成された目的に関連する業績の分析レビューやデータの傾向分析
- 同業種他企業とのデータ比較
- 財務データとサステナビリティレポートのデータとの関連性の有無の確認(例えば、天然ガスの消費量と二酸化炭素の放出量の関連性)

T46 詳細テストの例

- 文書とデータの検証、および監査業務の場合における立証、文書やデータにより関連する情報を適切に実証できるかの確認。この文書とデータは内部文書と外部文書の形式を取りうる。外部文書に基づいた照合は、サステナビリティレポートの環境データ監査でよく用いられる。例としては、廃棄物管理業務で見られるような、第三者によって提供される仕事の種類、頻度や範囲(ごみ処理の請求書など)を示す文書や業務契約の検証である。内部文書に関する例は、データと記録の一貫性チェックや、排出登録の結果と報告機関の発行物(インターネットの文書や監督権限のあるファイリング文書など)や同様のメディアに含まれるデータとの比較。
- 関連情報から派生する確立された方法や公式が正しく用いられているかについての調査。(例えば排出された汚水の中の重金属量の計算式)。
- 重要なデータがシステム内に時間内に入力されるかどうかの調査。
- 重要な大気への有害排出物や、有害物質の産出に関する再計算や再測定。

サステナビリティレポートの全体としての表示

T47 サステナビリティレポートの全体としての表示を評価するために、一般的に監査人にとって集中的なメディアリサーチを実施することは意味がある。これは特に、サステナビリティレポートによって出された主題の網羅性の検証に重要である。

マルチロケーションに関する特別な要素

T48 以下の「マルチロケーション」として参照されるような、地理的に多様である、および/又は異なる法的事業体やビジネス単位で構成されているグループ企業のサステナビリティレポートに関する保証業務については、様々な特別の考慮が必要である。そのいくつかは文化・法令・法的手続の相違が部分的に関連し、その他は、以下のような報告機関の構造に関連する。

- 権限がどれだけ集中化しているかの程度

- 中央集権的なガイドラインの存在
- 地方での処理を支配する組織の統制
- 中央および地方におけるコンプライアンス職員の存在

上記に対する特別な考慮はサステナビリティレポート全体に対して、さらに個別のセクションに対して適用する場合がある。

- T49 個別に検証されるべき、グループとしての事業体の選択は、総合的な状況に依存し、その状況とは以下のものを含む。
- ビジネスプロセスの性質と比較可能性
 - 内部統制環境の有効性。特に、グループ単位で問題であると取り上げられているサステナビリティレポートに関連する活動をモニタリングする際の、本社の直接関与。
 - 地方の内部統制の質

追加的な保証証拠の入手

- T50 報告機関の経営者確認書の目的は、全ての情報は監査人に提供されたこと、また、報告期間末から保証業務報告書の日付の期間に発生し、その結果がサステナビリティレポートから誤って除外された事象はないということを確認するためである。サステナビリティレポートに関する事項に対する監査委員会の見解は、他の文書と同様、監査人と役員との間で開かれた、関連する会議の議事録に記録されうる。監査人は前述の議事録を自己のファイルに保管する。

保証業務報告書

- T51 以下は保証業務報告書の必要不可欠な部分である。
- 表題
 - 宛先
 - 保証業務の対象項目の特定と説明
 - 報告書の作成基準の記述
 - 検証の制約
 - 責任を有する関係者と監査人の責任
 - 採用した保証基準に関しての言及
 - 実施した手続の要約
 - 監査人の結論
 - 保証業務報告書の日付
 - 監査法人又は監査人の名称および登記上の所在地
- T52 基準の文章は 4 つの保証業務報告書の例を含んでいる。本文例は強制されるものではなく、報告のいくつかの種類を示し、系統立てているだけにすぎない。同様に、すべての考えられる状況を網羅していない。

表題

- T53 保証業務報告書の表題は、結論の範囲を明確に表す。肯定的とする結論のためには、表題は「XYZ 会社のサステナビリティレポートに対する肯定的と結論付けた保証業務報告書」となりうる。

宛先

T54 保証は、サステナビリティレポートの想定利用者に対して優先的に向けられ、必要に応じて、報告機関の利害関係者に向けられる。

保証業務の対象項目の特定と説明

T55 保証業務の対象項目に含まれる主題の適切な特定と説明は、以下の場合特に重要である。

- 検証に際して制約があった場合
- サステナビリティレポートの一部が監査され、他の部分がレビューされた場合。
- 財務報告書とサステナビリティレポートが一体となって発行されているが、財務情報は保証業務の主題の一部とされていない場合。

T56 業務が監査業務として実施されたか又はレビュー業務として実施されたかについても記述される。限定的な保証水準を得るために実施した手続は、情報の確からしさを判断することに照準が当てられており、合理的な保証水準を得るために実施されるものより範囲が狭い。

報告指針の記述

T57 特定の事例に適用された報告書の作成基準が基準として一般に公正妥当であると認められていない場合、監査人はそのような状況に適した結論を形成する。監査人は基準が不適切であると判断した場合、肯定的保証業務報告書を発行しない。

検証の制約

T58 サステナビリティレポートの内容が制限されている場合、保証業務報告書では制約の説明が付されているサステナビリティレポートのページについて言及する。

T59 検証の制約が生じる可能性もある。当該制約はサステナビリティレポートの一部が検証を省略された場合に起こりうる。例えば、グループの閉鎖に関連する雇用情報は、経営者によるおおよその見積りを全ての基礎としているため適切に監査はできない。保証業務報告書は、望ましくは検証の制約の表示を含めたサステナビリティレポートのセクションへの言及を含む。そのような限界はまた保証業務報告書の中で全体的に記載される。

T60 将来を見通した情報がサステナビリティレポートに含まれる場合、当該情報は保証業務の対象項目の一部としているかどうか記載される。保証業務の対象項目の一部である場合、その範囲としては将来を見通した情報が前提としている仮定の合理性についての評価のみを含むことも可能である。多くの場合、実際に当該仮定は将来を見通した情報について合理的な基礎を形成するものかどうかについて、消極的に説明された記載が保証業務報告書の中で示される。

報告機関の経営者(the responsible party)と監査人の責任

T61 報告機関の経営者の責任と監査人の責任は保証業務報告書の中で明示的に記載される。

採用した保証基準に関する言及

T62 監査人は保証業務報告書の中で、手続は Dutch Assurance Standard 3410 「Assurance engagement relating to Sustainability Reports」を含むオランダの法律にしたがって実施された旨を記載する。

専門家の関与を含む、実施した手続の要約

T63 監査人が実施した手続の言及方法の例は標準文書において定められる。専門家が含まれている場合、当該事項はできるだけ保証業務報告書の中に記載する。内部の専門家を含む場合、表示形式は監査人が属する事務所の方法にしたがう。外部専門家が含まれる場合、監査人は全体の業務に対して全ての責任を負う旨を追記する。

監査人の結論—肯定的

T64 監査業務において結論は積極的な表現で表される。肯定的保証業務報告書は、検証の結果、サステナビリティレポートは全体として関連する要件を全て満たしているという結論に至った場合に発行される。結論の言い回しは自由に選ぶことができるが、下記の2形式のいずれかをを用いることが強く推奨される。なお、「真実かつ公平な見解」という表現は絶対に用いるべきではない⁴。

例1: 監査業務の肯定的とする結論

「実施した手続に基づいて、サステナビリティレポートが、(用いられた指針の名称)⁵として認知され、適用された報告書の作成基準に準拠して、XYZ NV の対象とした報告期間の持続可能な発展に関する組織の活動、イベント、業績および方針を、すべての重要な点において信頼できかつ適正に表示していると結論づける。」

例2: 監査業務の肯定的とする結論

「実施した手続に基づいて、(用いられた基準の名称)⁶として認知され、適用された報告書の作成基準への準拠について、以下のとおり結論づける。

- 報告原則は妥当と認められ一貫して適用されている。
- 記述されたイベントは報告期間に行われ、全体について正確にかつ適時に表示されている。
- 情報は、全ての重要な点において全面的に、正当にかつ適切に表示されている。」

監査人の結論—肯定的であるが問題区分の強調を含む

⁴ サステナビリティレポートに対する保証業務報告書の結論で「真実かつ公平な見解」という表現を用いることは絶対に用いるべきではなく、なぜならば、そのような表現は財務諸表についての監査人による意見表明のために用意されるべきだからである。当該表現は一般に認められた解釈であるが、それは財務諸表の監査人の文中においてのみである。

⁵ この報告指針は、サステナビリティレポートを確立させ特に向上させるものである。また指針は、General Framework for Assurance Engagements に特定された、適切性、完全性、信頼性、中立性、理解可能性という5つの特徴を持っている。

⁶ この報告書の作成基準はサステナビリティレポートを確立させ特に向上させるものである。また基準は、General Framework for Assurance Engagements に特定された、適切性、完全性、信頼性、中立性、理解可能性という5つの特徴を持っている

T65 場合によっては、問題区分における強調により、報告書により導かれる全体的な意見の正しい解釈を得るため特に重要な、サステナビリティレポートにおける情報について言及することができる。これは、例えば、報告機関の内部情報システムは肯定的であるとする結論を表明するにはまだ十分適切ではない場合、当該事実はサステナビリティレポートにおいて報告機関により明確に説明される必要があるかもしれない。

監査人の結論 - 肯定的結論以外

T66 サステナビリティレポートの検証から監査人は全ての点において必ずしも肯定的とする結論に達するとは限らない。専門家としての判断に基づき、監査人は限定付とする結論、否定的とする結論、意見を表明しないという結論を形成する。

監査人の結論—レビュー報告書

T67 レビュー業務において結論は消極的な表現で表される。肯定的保証業務報告書は、検証の結果、サステナビリティレポートは全体として関連する全ての要件を満たしていないという結論が導かれていない場合に発行される。結論の言い回しは自由に選択できるが、下記2つの形式の一つを用いることが強く推奨される。言い回しの選択は想定利用者の適正な情報の必要性による。

レビュー業務をする監査人は、検証の範囲の区分において、監査業務のものと比較してレビュー業務の限定的な目的を明確に記載することが推奨される。

例3: レビュー業務の肯定的結論

「実施した手続に基づき、私たちは全ての重要な点において、サステナビリティレポートは、「(使われた指針の名前)」(5)として知られる適切な報告指針に従い、一報告期間における持続可能な発展に関する組織の活動、イベント、業績および、持続可能な発展についての XYZ NV の方針の表示に信頼性・適切性がないと結論づける理由はない。」⁷

例4: レビュー業務の肯定的結論

「実施した手続に基づき、私たちは「(使われた指針の名前)」⁸(8)として知られる適切な報告指針に従い以下のように結論づける理由はない。

- 報告原則は妥当と認められず一貫して適用されていない。
- 記述されたイベントは報告期間に行われず、十分にかつ正当に表示されていない。
- 情報は、全ての実質的な観点において十分に、正当にかつ適切に表示されていない。

⁷ 本報告書の作成基準はサステナビリティレポートを確立させ特に向上させるものである。また基準は、General Framework for Assurance Engagements に特定された、適切性、完全性、信頼性、中立性、理解可能性という5つの特徴を持っている。

⁸ 本報告書の作成基準はサステナビリティレポートを確立させ特に向上させるものである。また基準は、General Framework for Assurance Engagements に特定された、適切性、完全性、信頼性、中立性、理解可能性という5つの特徴を持っている。



Royal NIVRA

PO-box 7984
1008 AD Amsterdam the Netherlands
T +31 20 301 03 01
E nivra@nivra.nl
I www.nivra.nl

© NIVRA, july 2007